

# 木造設計支援事業実施要領

制 定	令和 2 年 4 月 1 日	林産	－ 1 5
一部改正	令和 3 年 4 月 1 日	林産	－ 4 1
一部改正	令和 4 年 4 月 1 日	林産	－ 1 6

「非住宅分野における県産材需要拡大事業」における「ウッドファーストあきた木造建築促進事業」のうち「木造設計支援事業（以下、「本事業」という。）」については、秋田県財務規則（昭和 3 9 年秋田県規則第 4 号。以下、「規則」という。）及び秋田県林業関係補助金等交付要綱（以下、「交付要綱」という。）によるほか、この実施要領に定めるところによる。

## 第 1 趣旨

非住宅における県産材需要拡大事業は、木材利用が低位な住宅以外の建築物における木造・木質化を促進するため、都市木造の需要開拓に必要なネットワーク構築のほか、県内において建築主に対する普及啓発等を通じて、県産材の需要拡大を図るものである。

このうち、本事業においては、県内で開発された木質部材や県産材を活用し、シンボル性が高く、展示効果が期待できる住宅以外の建築物の設計に対して支援し、木造・木質化に精通した建築人材の育成を図ることを目的とする。

## 第 2 定義

本事業における次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

### 1 県産材

県内の森林から生産された原木又は県内の森林を中心として生産された原木（注 1）（広葉樹にあつては、輸入された原木及び一時加工品（注 2）を含む）を県内で製材・加工した木材製品のことをいう。

注 1：県内の森林を中心として生産された原木とは、隣県（青森県・岩手県・宮城県・山形県）で生産された原木（丸太）をいう。

注 2：広葉樹にあつては、輸入された原木及び一時加工品とは、主に高次加工用（フローリング等）の原料として輸入した原木及び製材品をいう。

### 2 新築

建築物のない土地に、新たに建築物を建築することをいう。

### 3 増築

既存建築物に建て増しをする、又は既存建築物のある敷地に新たに建築することをいう。

### 4 改築

建築物の全部又は一部を除去した場合、又は災害等により失った場合に、これら

の建築物または建築物の部分に従前と同様の用途・構造・規模のものに建て替えることをいう。

#### 5 木造化

建築物（鉄骨造等との混構造のもの含む。）の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である柱、梁・桁、壁、小屋組等の全部又は一部に木材を使用することをいう。

#### 6 設計

建築物の実施設計を行い、計画図書を作成することをいう。

### 第3 事業内容

本事業は次により実施するものとする。

#### 1 事業内容

県内において、民間事業者が設置を計画している別記1に定める施設について、構造耐力上主要な部分である柱、梁等に県産材を使用した木造化の設計に対して助成する。

#### 2 事業実施主体

本事業の事業実施主体(以下、「事業主体」という。)は、以下のとおりとする。

- (1) 秋田県内に事務所を有する建築士事務所。
- (2) 上記(1)で規定する事業者が組織する団体であって、定款等を有し、代表者が定められている者。

#### 3 事業実施期間

補助事業の実施期間は、令和4年4月1日から令和5年3月10日までの期間で、事業主体の長が定める期間とする。

### 第4 県の補助

県は、本事業を実施した場合、予算の範囲内において、次に掲げる補助金を交付するものとする。

#### 1 補助対象事業費

この補助金の対象となる事業費は、100万円以上の実施設計に係る費用とする。

#### 2 補助金の額

補助金額は、上限100万円とする。

### 第5 事業実施までの手続き

#### 1 事業実施計画の作成及び提出

- (1) 本事業に応募する事業主体の長は、別に定める期日までに、事業計画承認申請書（様式1）及び事業計画書（様式2）を2部作成し、所轄する地域振興局長（以下、「局長」という。）に提出するものとする。
- (2) 局長は、事業計画書の内容を確認し、農林水産部長（以下「部長」という。）に、(1)で提出のあった申請書類の1部を添付して、進達（様式3）するものとする。

## 2 事業計画の審査及び採択の決定

- (1) 部長は、選定委員会を開催し、事業計画の内容について審査し、事業採択の可否を決定するものとする。
- (2) 採択の可否を決定した後は、速やかに事業主体の長及び局長に通知（様式4、同5）するものとする。

## 3 採択された事業計画の変更

- (1) 事業計画の重要な変更は、交付要綱別表2に定める軽微な変更以外の変更に準ずることとし、変更事業計画承認申請書（様式1）及び変更事業計画書（様式2）により行うものとする。
- (2) (1)以外の変更については、事業主体の長は、局長に協議するものとし、局長は必要な指示を行うものとする。

## 第6 事業の実施等

### 1 補助金の内示等

- (1) 部長は、第5の2により事業計画を採択したときは、速やかに局長へ予算配当する。配当を受けた局長は、速やかに事業主体の長に内示するものとする。
- (2) 局長は、事業費又は補助金の額に増減が生じる場合は、速やかに部長に協議するものとする。

### 2 補助金の交付申請

事業主体の長は、1の内示を受けた時は、交付要綱第2に基づき速やかに補助金交付申請書に事業計画書（様式6）及び収支予算書を添付し、局長に提出するものとする。

### 3 補助金の交付決定

局長は、2の交付申請があったときは、内容を審査し適正と認めるときは、事業主体の長に対して、交付要綱第4に基づき補助金交付決定通知書を通知するものとする。

### 4 補助金交付にあたって付すべき条件

3の交付決定にあたり、事業主体の長に対して、次の交付条件を付すものとする。

- (1) 事業主体は、規則、交付要綱、本実施要領等に従わなければならない。
- (2) 事業主体は、本事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該収入及び支出についての証拠書類を、事業終了の翌年度から起算して5年間備え及び整理保管しておかななければならない。
- (3) 事業主体は、本事業に係る事務の取扱について、部長が別途定める事項を遵守し、適正に事業を実施すること。
- (4) 事業主体は、本事業の趣旨に沿って県産材に係るPR活動の実施等に協力すること。
- (5) 事業主体が知事の附した条件に違反した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

### 5 補助金の交付決定の変更

交付決定の変更を行う場合は、1から3及び交付要綱に準ずるものとする。

## 6 補助事業実施状況報告

- (1) 事業主体の長は、交付要綱第6に定める補助事業の遂行状況について、補助金の交付決定に係る年度の10月31日現在における状況をとりまとめた補助事業実施状況報告書(様式7)を同年11月5日までに、局長に提出するものとする。
- (2) 局長は、(1)により進捗状況を把握し、必要に応じて指導監督するとともに、同年11月15日までに部長に報告(様式8)するものとする。

## 7 実績報告

- (1) 事業主体の長は、設計が完了した日から30日以内、又は、当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、交付要綱第7に定める補助事業実績報告書を局長へ提出するものとする。その際、事業実績書(様式9)及び収支精算書を添付するものとする。
- (2) 局長は、補助事業完了後、速やかに事業完了報告書(様式10)を部長に提出するものとする。その際、補助事業実績報告書の写しを添付するものとする。

## 第7 検査手続き

- (1) 局長は、事業主体の長から第6の7の(1)の実績報告書の提出があったときは、「秋田県補助事業工事経理検査実施要領」に基づき経理検査を行うものとする。
- (2) 実績報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、局長は交付要綱第8により額の確定を行うものとする。

## 第8 その他

- (1) 本実施要領により難しい事項については、部長の承認を受けるものとする。
- (2) 事業主体の長は、補助事業の実施にあたっては、事業の進捗と並行してその事務処理を適正に行わなければならない。そのため、予算、経理、補助事業、当該施設管理に係る関係書類等を整備し、補助金交付条件に付された5年間は保存しておくものとする。
- (3) 事業主体の長は、県から事業成果について情報の提供を求められたときは、これに応じなければならないものとする。

附則 この要領は令和2年4月1日から施行する。  
一部改正し令和3年4月1日から施行する。  
一部改正し令和4年4月1日から施行する。

## 別記 1 事業対象とする設計

### (1) 建築物の規模等

次のいずれかに該当する「住宅以外の建築物」であって、木造化に県産材や県内で開発された木質部材を使用するもの。

- ① 延べ面積が概ね500㎡を超える
- ② 高さが13m又は軒の高さが9mを超える

なお、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年7月10日法律第122号）第2条に規定する業を営む施設は除く。

番 号  
年 月 日

秋田県知事

事業主体の長

年度 木造設計支援事業（変更）事業計画承認申請書

木造設計支援事業実施要領第5の1（変更の場合は第5の3の(1)）の規定に基づき、  
（変更）事業計画書を添えて申請します。

（変更の場合は、以下を記載する。）

- 1 変更の理由
- 2 変更の概要

（注）

- 1 様式2の事業計画書を添付すること
- 2 変更の場合については
  - (1) 事業計画書に準じて作成した変更事業計画書を添付すること。
  - (2) 変更前を（ ）書き、変更後を裸書きとする。

実施要領様式 2

年度 木造設計支援（変更）事業計画書

1 事業実施主体の概要

名 称		
代表者	職 名	
	氏 名	
所 在 地		〒
連 絡 先		TEL FAX

2 事業の概要

①施設名称	
②施設設置者	
③施設内容(用途等)	
④施設設置場所	
⑤地域区分	
⑥施設面積	建築面積 <span style="float: right;">㎡</span>
	延べ面積 <span style="float: right;">㎡</span>
⑦構造・工法等	
⑧県産材使用部位	
⑨県産材供給予定者	
⑩事業費等	事業費（設計費用） <span style="float: right;">円</span>
	※参考：他工法の場合の費用 <span style="float: right;">円</span>
⑪補助金	<span style="float: right;">円</span>
⑫事業実施期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
⑬工事予定期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

3 設計の方針等

①木造化の目的

4 今後の波及性

①木造化の取組内容

②設計対象施設の活用方法

5 期待される効果

①木造化設計に関する技術力向上の取組



6 事業の推進体制

担当者	職名	
	氏名	
連絡先		TEL
メールアドレス		
協力者等		

7 添付資料

- ①法人の概要資料
- ②設計に係る契約書等の写し
- ③図面等
- ④その他資料

実施要領様式3

番 号  
年 月 日

農林水産部長

地域振興局長

年度 木造設計支援事業計画書について（進達）

木造設計支援事業実施要領第5の1の（2）の規定に基づき、事業計画書を添えて進達  
します。

実施要領様式4-1

番 号  
年 月 日

事業主体の長 様

秋田県知事

年度 木造設計支援事業の審査結果について（通知）

年 月 日付けで申請のあった標記事業について、審査した結果、採択することとしたので、木造設計支援事業実施要領第5の2の規定に基づきお知らせします。



実施要領様式4-2

番 号  
年 月 日

事業主体の長 様

秋田県知事

木造設計支援事業の審査結果について（通知）

年 月 日付けで申請のあった標記事業について、審査した結果、不採択となりましたので、木造設計支援事業実施要領第5の2の規定に基づきお知らせします。

今後とも、木造化、並びに県産材利用に関する取組について、御協力くださるようお願いいたします。

番 号  
年 月 日

地域振興局長

農林水産部長

年度木造設計支援事業の審査結果について（通知）

年 月 日付け第 号で進達があった計画の審査結果について、別添のとおり通知します。

（注）様式4の写しを添付する。

実施要領様式 6

年度 木造設計支援（変更）事業計画書

1 事業実施主体の概要

名 称		
代表者	職 名	
	氏 名	
所 在 地		〒
連 絡 先		TEL FAX

2 事業の概要

①施設名称	
②施設設置者	
③施設内容(用途等)	
④施設設置場所	
⑤地域区分	
⑥施設面積	建築面積 m <sup>2</sup>
	延べ面積 m <sup>2</sup>
⑦構造・工法等	
⑧県産材使用部位	
⑨県産材供給予定者	
⑩事業費	補助対象事業費 円
⑪補助金	円

実施要領様式7

年 月 日

地域振興局長

事業主体の長

補助事業の実施状況について（報告）

年 月 日付け で補助金交付決定通知のあった補助事業の実施状況を次のとおり報告します。

- 1 補助金の名称 木造設計支援事業費補助金
- 2 補助金の交付決定額 円
- 3 実施状況

補 助 事業名	年間計画			月 日現在実施状況			進捗率	着 手 年月日	完 成 年月日 (予定)	備 考
	事業量	事業費	補助金 交 付 決定額	事業量	事業費	補助金 受領額				
木造設計 支援事業										

番 号  
年 月 日

農林水産部長

地域振興局長

補助事業の実施状況について（報告）

年度木造設計支援事業の実施状況を次のとおり、報告します。

振興局名		事業名		木造設計支援事業					
事業主体	施設名称	施設面積	構造・工法等	事業費	補助金 交付 決定額	進捗率	着 手 年月日	完 成 年月日 (予定)	備 考

実施要領様式9

年度 木造設計支援事業実績書

1 事業実施主体の概要

名 称		
代表者	職 名	
	氏 名	
所 在 地		〒
連 絡 先		TEL FAX

2 事業の概要

①施設名称	
②施設設置者	
③施設内容(用途等)	
④施設設置場所	
⑤地域区分	
⑥施設面積	建築面積 m <sup>2</sup>
	延べ面積 m <sup>2</sup>
⑦構造・工法等	
⑧県産材使用部位	
⑨県産材供給予定者	
⑩事業費	補助対象事業費 円
⑪補助金	円



番 号  
年 月 日

農林水産部長

地域振興局長

年度木造設計支援事業の完了について（報告）

年度木造設計支援事業について、事業が完了したので、実施要領第6の7の（2）の規定に基づき、報告します。

（注）実績報告書の写しを添付すること。